

那覇港管理組合車両貸借に係る入札参加資格に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、那覇港管理組合(以下「組合」という。)が発注する車両貸借契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について必要な事項について定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を満たす者で、資格審査を受け、第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されているものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 組合が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、組合発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 沖縄県内に本社、支店、営業所等を有すること。
- (6) 車両の故障時等緊急時に迅速に対応できること。
- (7) 事業税等を完納していること。
- (8) その他 組合管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める条件

(競争入札参加資格審査の実施)

第3条 資格審査は、5年に1回定期の資格審査を行うものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、定期の資格審査を行わない年において追加の資格審査を行うことができる。

(登録の申請)

第4条 次条第1項に規定する登録を受けようとする者は、競争入札参加資格者登録申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款(法人の場合)
- (2) 法人にあつては登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
- (3) 納税証明書(完納のもの)
- (4) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)
- (5) その他管理者が必要と認める書類

(登録等)

- 第5条 管理者は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、登録をすることが適当であると認められた者については、これを名簿に登録しなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、資格審査結果通知書(第2号様式)を送付するものとする。
- 3 登録の有効期間は、登録の日から次回の定期の資格審査が行われる年の2月末日までとする。ただし、同日までに定期の資格審査がなされないときは、その定期の資格審査による登録がなされる日の前日までとする。
- 4 名簿は、企画建設部計画建設課に保管し、その副本を車両賃貸借の契約事務を取り扱う課に備え付ける。
- 5 登録を受けた者は、住所、代表者、営業内容及び資本金等に変更があった場合、その都度入札参加資格審査申請変更届(第3号様式)により管理者に届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第6条 管理者は、登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。
- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 第2条各号に定める条件を欠いたとき。

(その他必要事項)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。